

チェックしなくちゃ。



宮崎県 最低賃金



762円

時間額

(平成30年10月5日～)

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **775円**

平成30年12月29日～

宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金

時間額 **804円**

平成30年12月16日～

※ 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金と宮崎県各種商品小売業最低賃金については、平成30年度の改正がありませんでしたので、宮崎県最低賃金762円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時的賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆動手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 特定(産業別)最低賃金(宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金と宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金)は、次の労働者には適用されません。

- ①18歳未満又は65歳以上の労働者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者(技能実習生はこれに該当しません)
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
- ④各特定(産業別)最低賃金の適用を除外されている労働者(以下のとおり)

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く)、情報通信機械器具製造業の労働者のうち、次に掲げる業務に主として従事する者には適用されません。

- ①手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う、組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く)
- ②手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテル貼り、材料の送給又は取りそろえの業務
- ③賄い又は工具の整理の業務

宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金

自動車(新車)小売業の労働者のうち、洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者には適用されません。

最低賃金に関するお問合せは、**宮崎労働局労働基準部賃金室**(☎0985-38-8836)、または最寄りの**労働基準監督署**へ。
宮崎県働き方改革推進支援センター(宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階 ☎0985-27-8100)でも、お問合せ・ご相談に応じています。

宮崎労働基準監督署

延岡労働基準監督署

都城労働基準監督署

日南労働基準監督署

☎(0985)29-6000

☎(0982)34-3331

☎(0986)23-0192

☎(0987)23-5277



ご存知ですか? 業務改善助成金

[お問合せ] 宮崎労働局雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索